

日本スポーツ少年団指導者制度改定の要点

- 1 スポーツ少年団の認定育成員・認定員資格は 2019 年度でなくなり、スポーツ少年団が養成する指導者は、2020 年度から「公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」)公認スポーツ指導者制度」の中に位置づけられる「スタートコーチ(スポーツ少年団)」となる。
 - ①都道府県スポーツ少年団において、「スポーツ少年団の理念」や「グループディスカッション」等の内容を含む集合講習会(1日)を実施する。
 - ②スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の講師は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター」が担う。
- 2 スポーツ少年団の登録区分は、スポーツをする「団員」、スポーツを指導する「指導者」、団運営に関わる「役員」または「スタッフ」となる。

なお、JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者のみ「指導者」として登録することができる。

また、指導者は、スポーツ少年団登録料に加え、JSPO 公認スポーツ指導者の資格登録(更新)に関わる費用が別途必要となる。
- 3 単位団がスポーツ少年団登録する際の条件は、原則として団員 10 名以上、指導者 2 名以上で構成することに加えて、以下の二つの条件を満たすことが必要となる。
 - ① 20 歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」の 2 名以上の登録が必要。
 - ② 2 名以上の指導者が、「スポーツ少年団の理念」を学んでいることが必要。〈旧認定育成員、認定員、スタートコーチ(スポーツ少年団)〉
- 4 指導者は、2020 年度から登録・更新制の JSPO 公認スポーツ指導者資格で活動することになる。

認定員は、「JSPO 公認スポーツリーダー」資格を保有しているが、指導者として登録し活動するためには、「JSPO公認コーチングアシスタント」資格に移行し、4年に一度の資格更新研修を受講し、更新手続きを行わなければならない。(ただし、資格移行については、移行期の特別措置あり。)